

件 名 森林認証制度の認証取得に向けた取組について

1 概要

深刻な森林の違法伐採や森林荒廃等を防ぎ、持続可能な森林経営を支援する取組として、世界的に森林認証制度の普及が進められています。我が国においても、違法に伐採された木材を使用しないという基本的な考え方に基づき、森林の認証制度が導入されるとともに、森林の持つ公益的機能への期待の高まりとその充実が強く求められています。

また、経済のグローバル化が進み、木材の国際市場が成熟する中で、欧米を中心とした海外には、森林認証の取得がビジネスを行う上での前提になっている国も出てきています。近年では、オリンピック・パラリンピック施設においても持続可能性が重視され、2020年東京大会でも認証材が適合材として使用されることになりました。

こうした中、本市では、森林の持つ公益的機能及び木材生産機能の向上、森林整備基盤の強化を基本方針とした第6次森林整備計画を策定したところですが、本計画をより効果的に推進するため、現在、森林認証制度の認証取得に向けて、取組を進めていますので、その状況をご報告します。

2 内容

(1) 飯能市における森林認証取得の考え方

本市では、成熟した森林が利用期を迎えたにも拘わらず、資源として利用されないばかりか、管理が放棄された森林も見られるなど、森林の持つ公益的機能の発揮への影響が懸念されています。将来にわたり森林の循環を持続するためには、これまで以上に西川材を市場に流通させ、その利用を拡大させる必要があります。

しかし、適切な森林管理を評価し、そこから生産される木材の利用を促す森林認証の活用が世界的に進む中、本市では加工・流通の「CoC認証」を取得した事業者はいるものの、森林管理の「FM認証」を受けた森林が存在しないため、現状では西川材の認証材を市場に流通させることができない状況にあります。



そこで市では、こうした現状に危機感を募らせた民間事業者等と連携し、「FM認証」と「CoC認証」の一体的取得による西川材の認証材の市場への流通を目指し、「(仮称)飯能市森林認証協議会」を設立し、森林認証の取得にグループで取り組むこととしました。

今回の流域関係者の連携による組織的な森林認証の取得により、西川材の利用の拡大と森林の持つ公益的機能の増進に加え、副次的な効果として、川上・川中・川下の水平・垂直連携が強まり、相互に利益を得られる西川材の安定供給体制を構築するきっかけになることを期待しています。さらに、エンドユーザーである消費者に対し認証材を使う意義をアピールするなど、選んで使ってもらうための普及啓発にも組織的に取り組んでまいります。

(仮称) 飯能市森林認証協議会の構成 (案)

森林所有者、素材生産業者、原木市場、木材製材業者、
木材加工・流通業者、西川広域森林組合、飯能市、
埼玉県 (オブザーバー) ほか



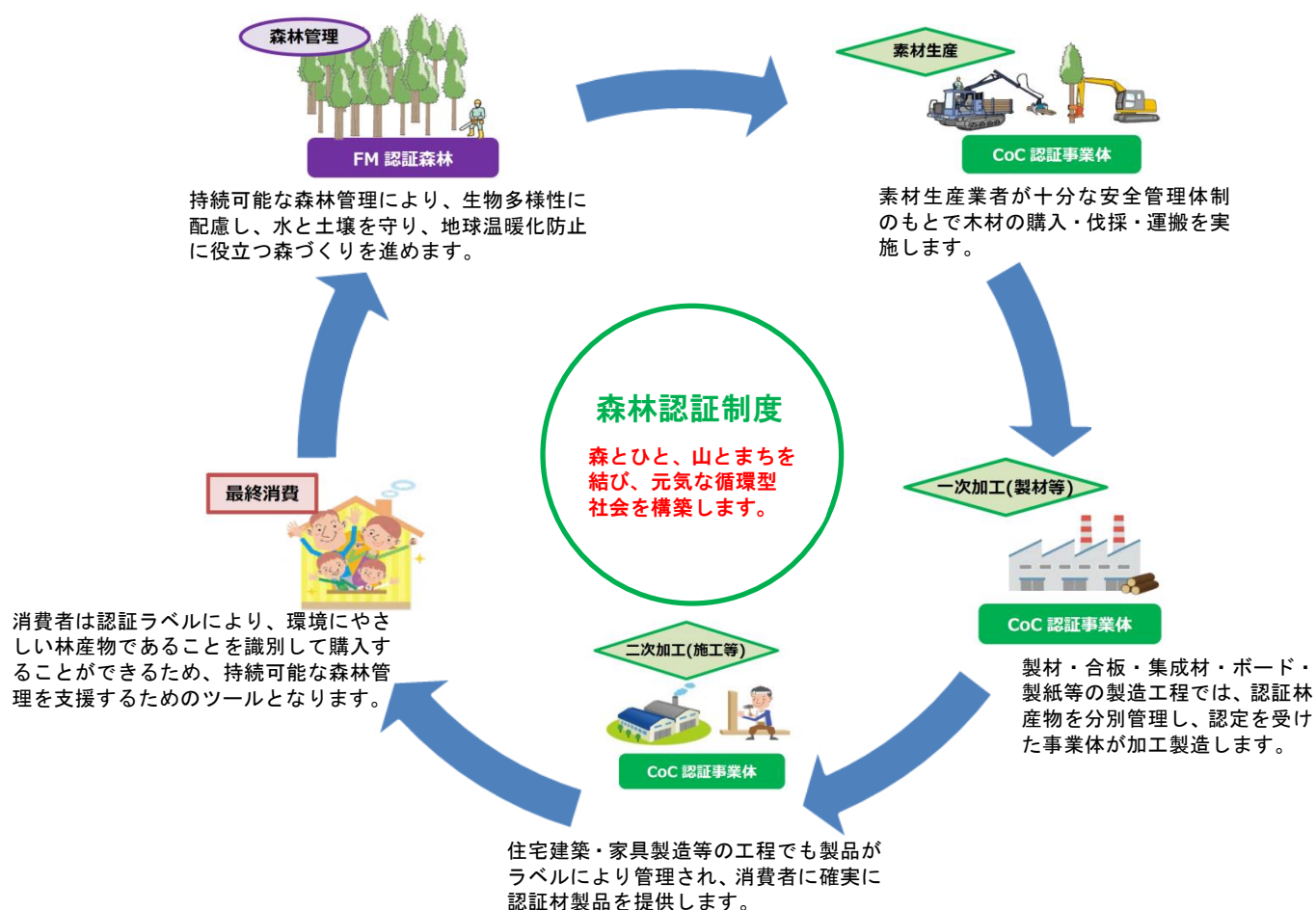
なお、現在、我が国で展開されている森林認証制度の代表的な認証機関には、FSC、PEFC、SGECの3つがありますが、人工林が多く、小規模・零細な森林所有者が多いという我が国の森林・林業の実情に対応したSGECの認証取得を目指すこととします。

(2) 認証取得に向けたこれまでの取組と今後のスケジュール

平成30年2月	飯能市森林認証協議会設立準備委員会の設立
	第1回会議開催 (森林認証の取得方法について ほか)
3月	第2回会議開催 (森林認証の取得経費について ほか)
4月	第3回会議開催 (森林認証の審査機関について ほか)
5月	森林認証取得に係る説明会開催
(以下予定) 6月	(仮称) 飯能市森林認証協議会の設立・総会開催
7月	森林認証審査機関との契約
10月	森林認証の審査
12月	森林認証の取得
平成31年1月～	森林認証の活用・普及啓発

【参考】森林認証制度とは？

独立した第三者の審査機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮などに関する一定の基準に基づき、適切な管理がなされている森林を認証するとともに、それらの森林から産出される木材及び木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取組です。



担当者 森林づくり推進課長 吉澤
連絡先 TEL 973-2111
(内線600)